

令和2年6月1日
(令和5年4月1日一部変更)

本庁における定時見積(一般印刷、軽印刷)の実施方法の変更について

令和2年6月3日から当分の間、「一般印刷」及び「軽印刷」の実施方法を下記のとおり一部変更します。なお、下記の変更事項以外は、変更ありません。

記

1 案件閲覧及び見積提出の時間

従来は、案件閲覧(印刷仕様及び原稿の提示)と見積競争を同日に実施していましたが、案件閲覧日の翌日正午までに見積書をご提出いただく方法に変更します。

また、定時見積案件の有無は、従来どおり調達課内に掲示しますが、電話によるお問い合わせも可能です。

ア 一般印刷

案件閲覧日時(仕様及び原稿の提示)	見積書の提出期限
水曜日 13時30分から14時30分まで	閲覧日翌日(木曜日)の正午まで
金曜日 13時30分から14時30分まで	閲覧日翌週の月曜日の正午まで

イ 軽印刷

案件閲覧日時(仕様及び原稿の提示)	見積書の提出期限
水曜日 14時30分から15時30分まで	閲覧日翌日(木曜日)の正午まで
金曜日 14時30分から15時30分まで	閲覧日翌週の月曜日の正午まで

2 閲覧場所

会計局調達課(本庁舎1階西側)内 (変更なし)

3 見積書の提出方法

案件ごとの見積書(事業者様の様式で可)を上記1に示す見積書の提出期限までに、ファックス又は持参により提出してください。

提出先 会計局調達課調達第一グループ(本庁舎1階西側)

電話番号 052-954-6645(ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6954(ファックスの場合は原本不要)

※令和5年4月より、提出先が変更となりますので、ご注意ください。

4 契約者を決定する手順

- (1) 見積書の提出期限が経過した案件毎に見積競争を行い、契約者を決定します。
- (2) 決定した契約者へ、決定した旨を電話でお知らせします。なお、不調の場合は、別途、個別に協議の連絡をします。
- (3) 決定者及び決定金額は、次回案件閲覧時に調達課内にてお示しします。お急ぎの場合には、電話でお問い合わせください。